

◎新潟県告示第671号

新潟県立職業能力開発校規則（昭和47年新潟県規則第63号）第4条の規定により、令和8年度の新潟県立テクノスクールにおける普通課程の普通職業訓練の訓練科、訓練定員及び訓練期間を次のとおり定め、令和8年4月1日から実施する。

令和7年6月27日

新潟県知事 花 角 英 世

令和8年度の新潟県立テクノスクールにおける普通課程の普通職業訓練の訓練科、訓練定員及び訓練期間

実施校	訓練科	訓練延定員	訓練期間
新潟テクノスクール	精密機械加工科	40	2年
	電気システム科	30	2年
	自動車整備科（デュアルシステム訓練）	40	2年
上越テクノスクール	自動車整備科	50	2年
	メカトロニクス科	40	2年
三条テクノスクール	メカトロニクス科	40	2年
	工業デザイン科	35	2年
	生産システム科	40	2年
魚沼テクノスクール	建築施工科	40	2年
	電気施設科	15	1年
合 計		370	